

# 令和4年度 支部事業計画(案)について



全国健康保険協会 和歌山支部  
協会けんぽ

## 令和4年度事業計画（和歌山支部）

| 分野            | 具体的施策等   |
|---------------|--|
| 1. 基盤的保険者機能関係 | <p><b>(1) 健全な財政運営</b></p> <p>①中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>②今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</p> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p><b>(2) サービス水準の向上（業務グループ）</b></p> <p>①現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</p> <p>②お客様の利便性向上や負担軽減の観点から郵送による申請を促進する。</p> <p>③お客様満足度調査・お客様の声に基づき、相談・照会に的確に対応する相談体制等の質の向上を図ることで、サービスの改善を推進する。</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>■ KPI : ①サービススタンダードの達成状況を100%とする<br/>②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする</p> <p>(3) 限度額適用認定証の利用促進（業務グループ）<br/>①オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。<br/>②医療機関の窓口で所得区分を確認できる制度について、積極的に周知を図る。<br/>③ホームページなど支部の広報媒体を通じて限度額適用認定証の利用促進の広報を行う。</p> <p>(4) 現金給付の適正化の推進（業務グループ）<br/>①標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。<br/>②傷病手当金と障害年金等の併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進するとともに、協会けんぽ本部を経由して、国に対し制度整備などの意見発信を行う。<br/>③不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、保険給付適正化プロジェクトチームを効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。</p> <p>(5) 効果的なレセプト内容点検の推進（レセプトグループ）<br/>①内容点検については、レセプト点検効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的な点検を推進する。また、支部内勉強会や近隣支部との合同勉強会、外部講師による研修等を通じて点検員のスキルアップを図り、点検効果額の向上に取り組む。<br/>②社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づく支払基金改革の進捗状況及び、審査支払</p> |
|--|---|

|  |   |
|--|---|
|  | <p>新システムの導入等による点検が実施されているが、まだ点検精度が低く今後さらなるメンテナンスを繰り返していく必要がある。そのため、システム点検精度に対応した柔軟な点検と難易度の高い高点数レセプトの点検を織り交ぜて実施していく。</p> <p>③資格点検については、レセプト振替・分割サービスが開始されたが、制度設計による問題点やシステムによる問題点などを整理し、問題解決を行いながら円滑な実施が行えるよう体制を整える。</p> <p>④外傷点検については、負傷原因照会や事業主等に対する照会を通じて、業務上や通勤災害及び第三者行為に該当するレセプトを的確に把握して、医療機関への照会・レセプトの返戻及び加入者への返還措置を確実に実施する。</p> <p>⑤加入者に対して年1回医療費通知の送付を実施する。また、毎月高額査定通知の送付を実施する。</p> <p>⑥毎月、多受診者のレセプトを抽出し、通知対象となる加入者の受診状況の把握に努める。受診状況に改善が見られない加入者に対しては、適正受診のお知らせ文書や受診状況に係る照会文書を送付する。また、必要に応じて保健師とともに訪問による指導を実施する。</p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>（※）電子レセプトの普及率は98.8%（2020年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p> <p>■ KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする<br/>     （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額<br/>     ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> |
|--|---|

|  |   |
|--|---|
|  | <p><b>(6) 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化（業務グループ）</b></p> <p>①柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。</p> <p>なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。</p> <p>②あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、審査手順書に基づき、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する照会などを確実に実施する。</p> <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p>  |
|  | <p><b>(7) 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進（レセプトグループ）</b></p> <p>①日本年金機構の資格喪失処理後、早期に健康保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、「被保険者証回収不能届」を活用した電話催告等を強化する。また、事業所等へ資格喪失届への健康保険証添付及び健康保険証の早期返納の徹底を周知する。</p> <p>なお、任意継続資格取消者等の債権発生見込みの高い者については、必要に応じて電話や訪問等の督促を行う。</p> <p>②発生した債権については、「債権回収フローチャート」に基づき、文書または電話及び訪問による催告を計画的に実施し、早期の債権回収に取り組む。</p> <p>③複数回の催告を実施しても支払いに応じない債務者については、弁護士名による催告や支払督促等の法的手続きを積極的に活用して債権回収率の向上を図る。なお、支払督促等を実施しても納付に応じない債務者については、給与や預金等の差押えによる強制執行手続きにより債権回収強化に取り組む。</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>④レセプト振替サービスの対象外となる資格喪失後受診の返納金で、国民健康保険に加入している者については、保険者間調整を積極的に活用して、債権の回収率の向上を図る。</p> <p>⑤債権会議を毎月開催し、債権の回収について進捗管理を行う。</p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、令和3年10月から、これまで保険者間調整（※1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>（※1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <p>（※2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p> <p>■ KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする<br/>②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。</p> <p><b>（8）被扶養者資格の再確認の徹底（業務グループ）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーを活用及び日本年金機構との連携により、被扶養者資格の再確認を徹底する。それにより、本来被扶養者資格を有しない者による無資格受診の防止を図る。また、未提出事業所に対して、文書や電話連絡により提出を促す。</li> </ul> <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4%以上とする</p> |
|--|--|

#### (9) オンライン資格確認の円滑な実施

- ①オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。
- ②「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。

##### 【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

#### (10) 業務改革の推進（業務グループ）

- ①現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ②職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

##### 【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

|               |  |
|---------------|--|
| 2. 戦略的保険者機能関係 | <p>(1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定健診・特定保健指導の推進」「コラボヘルスの取組」「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画に基づく取組を着実かつ効果的・効率的に実施する。</li> <li>・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて第2期保健事業実施計画のP D C Aサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。</li> </ul> <p>上位目標：人工腎臓（人工透析）新規患者数を年間30人未満とする。[2027年度（令和9年度）：30人未満（目標）]</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上（保健グループ）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①生活習慣病予防健診受診率向上に向け、集団健診の受診機会を設け、小中規模事業所に対し、受診勧奨を実施する。</li> <li>②「健診・保健指導カルテ」等の活用により、影響度が大きいと見込まれる事業所等を選定し、事業所訪問や電話による受診勧奨又は事業者健診結果の提供依頼を実施する。</li> <li>③事業者健診データ取得促進に向け、労働局等関係機関と連携を図っていく。また、外部委託業者による同意書取得・データ取得勧奨を実施するとともに、健診機関へもデータ作成等協力要請を実施する。</li> <li>④特定健診受診率向上に向け、自治体との連携を推進し、がん検診との同日実施の拡大を図るとともに、商業施設等の活用やオプショナル健診を付加した主催集団健診を実施する。また、過去の受診履歴をもとに、電話・文書による効果的な受診勧奨を実施する。</li> </ol> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> |
|---------------|--|

|  |  |
|--|--|
|  | <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI : ① 生活習慣病予防健診実施率を 58.4%以上とする<br/>② 事業者健診データ取得率を 12.9%以上とする<br/>③ 被扶養者の特定健診実施率を 31.0%以上とする</li> <li>■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：118,362人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病予防健診 実施率 58.4 %（実施見込者数：69,100人）</li> <li>・ 事業者健診データ 取得率 12.9%（取得見込者数：15,300人）</li> </ul> </li> <li>■ 被扶養者（実施対象者数：35,506人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査 実施率 31.0%（実施見込者数：11,000人）</li> </ul> </li> </ul> <p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上（保健グループ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 健診機関等の外部委託による特定保健指導の推進を図る。</li> <li>② 「健診当日の初回面談」が実施できる健診機関の拡大を図る。</li> <li>③ I C T の活用や休日・夜間の保健指導利用等の体制を引き続き構築し、特定保健指導利用者の利便性の向上を図る。</li> <li>④ 「健診・保健指導カルテ」等の活用により、影響度が大きいと見込まれる事業所等を選定し、事業所訪問や電話による利用勧奨を実施する。</li> </ul> |
|--|--|

|  |  |
|--|--|
|  | <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。</p> <p>なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI : ①被保険者の特定保健指導の実施率を 30.2%以上とする<br/>②被扶養者の特定保健指導の実施率を 31.1%以上とする</li> <li>■ 被保険者（特定保健指導対象者数：17,300人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 30.2%（実施見込者数：5,220人）</li> </ul> </li> <li>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,030人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 31.1%（実施見込者数： 320人）</li> </ul> </li> </ul> <p>iii) 重症化予防対策の推進（保健グループ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①未治療者に対する受診勧奨を実施する。なお、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、高血圧・高血糖に加えて、LDLコレステロール値に着目した受診勧奨も実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○文書・電話による二次勧奨を実施する。</li> <li>○特定保健指導対象者と併せて、事業所訪問時に面談による受診勧奨を実施する。</li> </ul> </li> <li>②血圧高値者に対する早期受診勧奨対策として、健診機関へ受診勧奨の協力依頼を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○健診受診時に、血圧高値者を対象に高血圧予防啓発リーフレットを配布し、受診勧奨を実施する。</li> </ul> </li> </ul> |
|--|--|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>③糖尿病性腎症に係る重症化予防対策として、未治療者勧奨およびかかりつけ医と連携した保健指導を実施する。</p> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 770人</li> <li>■ KPI：受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする</li> </ul> <p>iv) コラボヘルスの推進（企画総務グループ）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業所への文書・電話及び訪問勧奨等を実施し、「わかやま健康づくりチャレンジ運動」登録事業所数を拡大する。</li> <li>②生命保険会社等協力事業者と連携した「わかやま健康づくりチャレンジ運動」登録事業所勧奨を実施する。</li> <li>③「わかやま健康づくりチャレンジ運動」登録事業所に対し、取り組みレポートの提供、測定器の貸し出し、健康教室等、各種健康づくりサポートを実施し、フォローアップを実施する。</li> <li>④県の「わかやま健康推進事業所認定制度」に認定される事業所数を拡大する。（令和4年度目標：200社以上）</li> <li>⑤県内経済団体と連携し、健康経営セミナーを開催し、健康づくりに取り組む事業所を拡大する。</li> <li>⑥日本健康会議の「健康経営優良法人認定制度」認定事業所数を拡大する。（令和4年度目標：中小規模法人部門120社以上）</li> <li>⑦事業所カルテを活用し事業所における健康づくりを推進する。また、業態別事業所カルテを活用し、関係団体に健康づくりの働きかけを行う。</li> </ol> |
|--|--|

**【重要度：高】**

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

- KPI：健康宣言事業所数を 760 事業所以上とする

**(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進（企画総務グループ）**

- ①健康保険制度や健康づくり、インセンティブ制度について、各種広報媒体や動画など活用し広報を幅広く実施する。
- ②本部で作成した広報資材を活用しつつ、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。
- ③健康保険委員の委嘱数を拡大するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会の開催、広報誌を通じた情報提供、健康保険委員表彰を実施する。

- KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 61.6%以上とする

**(3) ジェネリック医薬品の使用促進（企画総務グループ）**

- ①ジェネリック医薬品軽減額通知サービスによる使用促進を図り、その効果や本部から提供されるデータを活用した使用割合の分析を行い、ジェネリック医薬品使用割合向上への施策や意見発信につなげる。
- ②「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して個別の医療機関・薬局に対する働きかけを実施する。

|  |   |
|--|---|
|  | <p>③加入者向けジェネリック医薬品使用促進啓発リーフレットを作成・配付し、ジェネリック医薬品の使用割合向上を図る。</p> <p>④ジェネリックカルテ等を活用し、県や関係機関と連携して、医療機関及び薬局関係者への働きかけを実施する。</p> <p>⑤和歌山県医薬品安全安心使用懇話会において支部の取り組みについて意見発信を実施する。</p> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で 78.5%以上とする<br/>(※) 医科、DPC、歯科、調剤</p> <p><b>(4) インセンティブ制度の着実な実施及び広報（企画総務グループ）</b></p> <p>前年度の結果を検証し、その後の検討につなげるとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう周知広報を行う。</p> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の「『日本再興戦略』改訂 2015」や「未来投資戦略 2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。</p> <p><b>(5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信（企画総務グループ）</b></p> <p>①協会における医療データの分析結果や国・都道府県等から提供された医療データを活用し、医療審議会、地域医療構想調整会議、県医療計画策定の場や各種協議会で、エビデンスに基づく意見発信を実施する。</p> <p>②地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携し、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。</p> |
|--|---|

**【重要度：高】**

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

- KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

**(6) 調査分析の推進（企画総務グループ）**

- ①レセプトデータや本部から提供される各種情報リストを活用し、医療費の地域差や健診結果リスク等について分析を実施し、課題を抽出する。
- ②医療費等の分析結果について、ホームページや広報誌等により加入者や事業主へ情報提供を実施する。
- ③支部のデータヘルス計画におけるデータ分析を行い、評価や計画修正を実施する。

|   |   |
|---|---|
| <p><b>3. 組織・運営体制関係<br/>(企画総務グループ)</b></p> | <p><b>(1) 人事評価制度の適正な運用</b><br/>人事評価制度の運用を通じて、日々業務管理や業務指導を行い、組織目標の達成及び職責に応じた人材育成を図る。また、公平な評価を行い、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。</p> <p><b>(2) OJTを中心とした人材育成</b><br/>OJTを中心とし、効果的に各種研修・自己啓発(Off-JT)を組み合わせる。また、戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成を行う。</p> <p><b>(3) 支部業績評価の向上</b><br/>支部業績評価を検証し、支部課題への対策を検討・実践することで、支部の業績向上を図る。</p> <p><b>(4) 内部統制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①リスク管理<br/>大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティインシデントへの対応など、各種規程・マニュアルに基づき、リスク管理を実施する。また、自主点検や職員研修、避難訓練を実施し、全支部体制でリスク管理を徹底する。</li> <li>②コンプライアンスの徹底<br/>法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、職員研修やコンプライアンス委員会の開催等を通じてその徹底を図る。</li> </ul> <p><b>(5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①調達<br/>経費削減の施策として、入札の競争性を高めるため、公告後の声掛け及び日数に余裕を持たせた公告期間・納期を設定し、一者応札の削減に取り組む。また、一者応札となった入札案件については、事業者ヘヒアリング等実施し次回の調達改善につなげる。<br/>また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告(ホームページ等で調達案件を</li> </ul> |
|---|---|

|  |   |
|--|---|
|  | <p>公示し広く見積書の提出を募る方法) を実施する。</p> <p>②「和歌山支部経費節減マニュアル」の周知実行<br/>「マニュアル」については、実効性を持たせるため職員に周知を行い、経費削減意識の向上を図る。</p> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p> |
|--|---|